

2021 年度

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

国 家 予 算 要 望 書

2020 年 6 月 26 日

全国自立援助ホーム協議会

2020年6月26日

厚生労働省 御中

全国自立援助ホーム協議会
会長 田村 崇

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 国家予算要望について

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年4月1日現在において、全国自立援助ホーム協議会に加盟しているホーム数は約180箇所まで拡充されました。当協議会による2020年1月1日時点の全国実態調査において、NPO法人など単独の小規模ホームでは職員体制や財政基盤に大きな不安を抱えています。さらに全体の入居率が7割を超える一方で、暫定定員が設定されているホームも2割弱（32ホーム）あり、他の社会的養護施設に比べて維持継続が厳しい環境下に置かれています。今年度、自立支援担当職員の配置がなされましたが、ローテーションには配置出来ず、ホーム入居者のケアに必要な職員配置基準として課題を残したままとなっております。地域小規模児童養護施設同様の配置基準が求められます。

また、同調査によると障がいの手帳所持もしくは診断がなされた入居者は3割（重複含む）を超え、医療的なケアや障がい等による専門的かつ複合的な支援を必要としています。この点においても地域小規模児童養護施設同様の支援の質は担保されなければなりません。

一方、学籍を有する入居者も増え、特に高校生（全日・定時・通信等）の入居者が全体の4割弱と社会のニーズは大きく変わってきました。本来、18歳未満の高校生は児童養護施設で受入れています。全国の虐待相談受付件数の増加により、児童養護施設での受入れのみでは対応しきれない現状を表しています。

この様に、運営基盤の課題を抱えたまま、入居者のニーズは「医療的ケア・障がい支援」など複合的専門的支援を必要とし、本来の就労自立から「就学支援を兼ねながら就労支援をしていく機能」までもが自立援助ホームに求められています。入居者の時代のニーズに応えるべく、自立援助ホームの運営維持と抜本的改革を視野に入れ、更なる体制整備と社会的養育の充実を図るため、別添の要望を提出させていただきます。

何卒、寛大なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

重要事項

◎職員配置基準の改正

(地域小規模児童養護施設と同等の職員配置)

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

- 1-1 事務職員の配置
- 1-2 心理担当職員の常勤的非常勤配置

2. ホームの運営に関する事項

- 2-1 暫定定員要件の緩和
- 2-2 ステップハウスの整備補助
- 2-3 措置費単価増額

3. 利用者のケア（生活援助・就労就学援助）に関する事項

- 3-1 医療費補助の条件緩和、受診券の発行
- 3-2 一般生活費の単価増額（基本単価、18歳未満高校生単価）
- 3-3 冷暖房費の対象緩和
- 3-4 対外関係調整費の支弁（自立支援強化）

4. 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

- 4-1 自治体間格差是正通知の発出（予算事業活用）
- 4-2 市区町村役所への児童自立生活援助事業活用通知の発出
- 4-3 児童自立生活援助事業の実施要綱の一部見直し

国家予算要望書項目説明

重要事項

◎職員配置基準の改正（地域小規模児童養護施設同等の職員配置）

社会的養育において良好な家庭的環境を提供する小規模児童養護施設並びに分園型小規模グループケアでは職員配置を6名定員のホームに対し、最大6名の配置を実現させました。これは被虐待児童や複合的専門的支援を必要とする児童の増加により、「良好な家庭的環境」を入居者に保障する為に実現されました。一方自立援助ホームは2009年度の措置費支弁から6名定員ホームに対し、2.5人配置のままでありながら、入居者の課題やケアの度合いは児童養護施設と変わりません。加えて自立援助ホームはNPO法人等小規模運営が多く、児童養護施設の様には本体施設の応援を得られません。その環境下で入居者の養育を受ける権利や自立支援を保障していくことは極めて困難と言えます。現在の職員配置基準では宿直ローテーションを含むと労働基準法に抵触し、課題を抱えた入居者に対応する為には、宿直者不在であると利用者の夜間徘徊や異性間の性化行動など対応出来ず、管理責任を問われ兼ねません。また現状の職員配置では人材確保も難しい状況と言えます。

国が推進している「働き方改革」や、入居者への適切なケアを図る為に、地域小規模児童養護施設と同等の職員配置基準への改正を強く望みます。

地域小規模児童養護施設、 分園型小規模グループケア職員配置	自立援助ホーム職員配置
最大 6 : 6	 6 : 2.5

※6名定員に対し最大6名配置

(通常は6名定員に対し3.5人配置)

※6名定員に対し2.5人配置

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

1-1 事務職員の配置

ホームを運営する為の事務量も児童養護施設並みになりました。自立援助ホームは児童養護施設のように事務職員がおらず、利用者の支援と兼務で行っています。しかしながら、入居者や退居者への支援で時間が費やされ、ホーム長や指導員が事務職を兼ねて業務を遂行するには限界があります。措置費請求、自治体補助金請求、各種自治体届け、給与計算、金融機関、社会保険事務所、税務署など事務経理庶務など多岐に渡り業務を行う時間を捻出する為に、事務職員の配置を希望します。またはホーム長が管理者として事務職を兼務する場合は職員配置とは別に「管理者」としてホーム運営を維持する配置基準を別建てで設定してください。

1-2 心理担当職員の常勤的非常勤配置

自立援助ホームでは児童養護施設等にも入居出来なかった児童が、長らく虐待等不適切な環境で生き抜き、心に深く傷を負った状態で入居に至ることがあります。被虐待体験は全入居者の 65.7% (2013 年厚労省家庭福祉課調べ) ですが、入居後の本人のエピソードにて「家庭で虐待を受けていた」と発覚する場合も多く、実際の割合は大きく上回る数字であると予想されます。当協議会の実態調査 (2015 年) では約半数の利用者が何らかの心身の治療的支援を必要としている実態が明るみになりました。昨今、心理担当職員が非常勤 (年 106 万円) で配置されるようになりましたが、実際活用出来ているホーム数は 11 ホームしかありません。これは心理職を雇用する際、この費用では現実的に雇用出来ない為です。せめて常勤または常勤的非常勤 (年 380 万円) 並みの支弁でないと人材が確保できません。もしくは自立援助ホームが措置費支弁である現在、児童養護施設同様に義務的経費での支弁を希望します。また、要綱には心理担当職員がハローワーク同行の就労支援を兼務とありますが、職種の内容がそぐわない為、削除または別建ての要件を望みます。

2. ホームの運営に関する事項

2-1 暫定定員要件の緩和

2009年度からの措置費制度への組み入れから現在まで課題を残しています。

定員数が多い児童養護施設とは違い、小規模定員のホームに暫定定員制度を適用するのは運営を維持する制度設計としても現実的ではなく、措置費制度における暫定定員設定を柔軟にする必要があります。この暫定定員要件の課題は10年以上変わっておらず、毎年一定割合のホームが暫定定員に設定され、何らかの制度設計の改善が必要です。(2020年1月付暫定定員ホーム数：32ホーム)

現在約7割強の入居率があるにもかかわらず、自立援助ホームの特性上、短期間での入退居や入居予約での部屋確保、退居後のやり直し(定員外)、小規模ゆえの入居者マッチング等、現員数の不安定さがあり、暫定定員になればスタッフを雇い続ける事も難しく、人材不足でホームの閉鎖を余儀なくされています。年々増加する自立援助ホームに対して、定員数に対して半数の現員(例えば6名定員に対し3名以上の現員)を満たす場合や、新規開設から3年間は定員払い、暫定定員を超えて入居があった場合は即時に定員払いに戻すなど、利用者にとってホームが「心の実家」として存続し続ける為に何らかの「特例措置」を希望します。

2-2 ステップハウスの整備補助

社会的養育において、リービングケアの一環にもなっているステップハウス(地域でのアパート等自活体験)は新しい社会的養育ビジョンにも明記されている様に、「社会生活移行支援」の取り組みとして必要です。このステップハウスの実践は、利用者の地域生活を安定させる効果もあり、この取り組みを全国のホームに普及させるためには、初期費用や家賃補助、訪問支援員の配置が求められます。普及のための補助を希望します。

2-3 措置費単価増額

自立援助ホームの措置費単価は6名定員に対し192,970円(地域区分：その他)ですが、地域小規模児童養護施設では212,180円、施設比較になると定員30名以下で児童養護施設は211,590円、児童自立支援施設では248,720円、児童心理治療施設では314,700円となります。入居児童の変動が少ないファミリーホームと比べて、入退居も多く重篤な被虐待児や障がい、複合的課題を抱えた利用者に対する専門的な支援を要する自立援助ホームの単価は適切でしょうか。地域小規模児童養護施設と比較して措置費単価増額の再検討を希望します。

3. 利用者のケア（生活援助・就労、就学援助）に関する事項

3-1 医療費補助の条件緩和、受診券の発行

自立援助ホームにおける医療費補助は、入居から就労に就くまでの補助ですが、入居する利用者は年々「医療的ケア」が必要なケースが増えてきており、ケアの程度も重篤な場合があり支援の対応に苦慮しています。入居後就労をし始めても女子の婦人科通院や慢性的な医療的ケア等が必要となり、自らの給料や貯蓄では医療費が支払えない利用者も多くいます。医療費補助の対象を「障がい有者や、入居後就労しても一定収入以下の者は対象となる」など緩和して頂くか、必要に応じて受診券の発行を希望します。

3-2 一般生活費の単価増額（基本単価、18歳未満高校生単価）

自立援助ホームにおいて18歳以上の高校生は一般生活費の単価が51,350円ありますが、自立援助ホームの入居者で高校生の割合は4割弱（37%）になりました。全日制高校生などは就学しながら就労する時間も殆ど取れず、この単価が必要なのは18歳未満の高校生も同様であります。18歳未満の就学者は本来児童養護施設に入所すべき所ですが、それが出来ない現状の為、自立援助ホームに入居してきます。

また就労児童の一般生活費は11,190円ですが、上記就学者単価の比較や利用料（約30,000円）を加味しても約10,000円は増額出来るのではないのでしょうか。食費、光熱費、共益費を換算しても利用料以上の支出があります。ホームに入居している間に就労だけではない豊かな教養を身につけ、主体的な生活を送れるような余暇支援も含めて一般生活費の基本単価の増額を希望します。

3-3 冷暖房費の対象緩和

令和元年度には自立援助ホームにも冷暖房費が付く様になりました。しかし対象者は「障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童、企業等を退職した場合、18歳到達により児童養護施設等に入所出来ない高校生」とそれ以外で単価が違います。しかしホームの冷暖房は対象が限定されている訳ではなく入居者全員に提供している為、A類、B類の対象条件の撤廃を希望します。

3-4 対外関係調整費の支弁（自立支援強化）

今年度より自立支援担当職員の配置が社会的養護関係施設に適用になった事は大変有難く自立支援施策における歴史的な前進と言えます。退居者支援の重要性が明るみになった現在、実際の支援は担当職員の事務費のみならず、退居者支援に係る事業費（旅費交通費、面会食費、その他諸経費）や対外関係調整に係る費用が必要になります。自立援助ホームは特に社会内支援として、関係機関との調整に時間や費用を費やし、退居者の地域生活支援に力を入れております。自立支援の強化として対外関係調整に係る事業費の支弁を希望します。

4. 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

4-1 自治体間格差是正通知の発出（予算事業活用）

現在貴省における自立支援施策では予算事業として様々なメニューを用意して頂いています。しかしながら国で用意を頂いても、各自治体では予算事業は予算化する事も難しく、要望を訴えても予算化して頂けない現状があります。住所地にてサービスに格差が生まれて利用者にとっての不利益となります。全国の自治体間格差を埋めるべく、貴省より「予算事業の活用について、自治体間格差の是正通知」の発出を希望します。

4-2 市区町村役所への児童自立生活援助事業活用通知の発出

全国の市区町村に寄せられる児童・青年の自立支援に関する相談は、重篤で専門的なケースでなければ児童相談所まで届きません。地域化が叫ばれる中で、地域のニーズが地域の自立援助ホームに届く様に、各市区町村の役所に向けて「児童自立生活援助事業の積極的活用通知」の発出を希望します。

4-3 児童自立生活援助事業の実施要綱の一部見直し

時代の移り変わりと共に、社会が求める自立援助ホームのニーズも変化してきました。本来自立度の高い利用者への支援から、被虐待体験により医療など手厚い心身ケアが必要な利用者が増えており、自立援助ホームは「起居を共にした支援」が不可欠です。当協議会が行う「あり方検討委員会」における議論も参考にして頂きながら、令和時代のニーズを踏まえた実施要綱の一部見直しを希望します。